

# 感染拡大防止に向けた 書写養護学校 学校再開ガイドライン（概要）【5月27日現在】

## 1 学校生活における基本的な考え方

### ① 3密（密閉、密集、密接）を避ける

【頻繁な換気、2か所以上の出入口や窓を開ける、人と人との間隔を空ける】

### ② 手洗い・手指消毒の徹底 【児童生徒の支援には一人ずつ最初に手洗いまたは手指消毒をする】

### ③ 咳エチケットの徹底 【校内でのマスク着用、近距離の対面での会話は控える】

### ④ 人、物、場所を最小限に限定する【事前に使う部屋、トイレ、関わる教職員等を限定し固定する】

## 2 感染症対策について

### ① 感染源を絶つ 【登校前の検温、風邪症状の確認 ⇒発熱、風邪症状がある場合は自宅で休養する】

### ② 感染経路を絶つ

【石鹸による手洗いの徹底と手指消毒、マスクの着用、児童生徒・教師が触れる場所や物は1日1回以上消毒する】

### ③ 抵抗力を保つ 【十分な睡眠、適度な運動、栄養バランスのとれた食事、笑顔で過ごす】

## 3 学校生活に関すること

【登校時】 校舎内に入る前に必ずチェックすること

- ・健康観察（検温、健康カードの確認）⇒平熱より高い体温と風邪症状がある場合は自宅で休養する
- ・入口に消毒液の設置、車いす等のタイヤ消毒、昇降口付近の密を防ぐために1メートル程度の間隔表示をする

# 【授業中】

## ○ 教室等環境

- ・ 1教室2名の児童生徒に限定し、教職員と保護者が関わる。直接関わらないときは廊下から見守る。
- ・ 医療的ケアの必要な児童生徒は活動する教室をある程度固定するとともに、看護師が入りやすいようにする。
- ・ 必ず2方向以上の入口や窓を開け十分に換気する。（エアコンとの併用可・体温調節に注意）
- ・ 教室、廊下、トイレ、玄関等の入口付近に消毒液の配置し、「一行為一手洗い・消毒」をする。
- ・ 児童生徒、教職員が使用した道具や教具等は使用後に消毒する。
- ・ 車いす、歩行器等は触る前に、手洗いまたは手指消毒をする。
- ・ 情報機器を使った場合はペーパータオルに消毒液を染み込ませて拭く。

## ○ 児童生徒との関わり

- ・ 関わるときは、一人ずつ必ず手指消毒をする。
- ・ 関わる者は必ずマスクの着用をする。
- ・ 児童生徒に密集しないよう、直接関わらない者は一定距離離れておく。からだの学習の前後や運動時には必ず手指消毒をする。
- ・ 体調の変化に気づいたときは、養護教諭や看護師に相談して指示をもらう。（無理をさせないこと）
- ・ エレベーター使用時は最大2名と介助者が同乗する。（エレベーターの大きさにより人数を変える）
- ・ 共有する教材や教具は使うたびに消毒をして使う。

## ○ 医療的ケアの実施時について

- ・ 喀痰吸引等の飛沫感染が起きやすい場面では必ずマスクとフェイスシールドを着用する。
- ・ 児童生徒の体調については、保護者、看護師、担当教諭及び養護教諭で十分に情報共有をする。
- ・ 手技や方法を個別に確認して、感染防止に十分留意してケアを行う。

## ○ トイレ介助について

- ・ トイレ介助をする人を固定し、使うトイレも可能な限り限定する。
- ・ 関わる者は必ずマスクとビニールエプロンの着用と手指消毒をする。

## ○ 訪問教育について

- ・ 毎朝の検温を依頼する。 ・ 教師も訪問前に検温をする。
- ・ 児童及び教師のマスク着用を徹底する。 ・ 換気を行う。
- ・ 同日には1人のみの訪問とし、時間は最長1時間半とする。

## ○ 特別教室の使用について

- ・ プレイホールの使用は予約制として、1日1組が使用する。
- ・ スヌーズレンについては使用しない。

## ○ 多目的室（図書室）について

- ・ 入室時には入口で手洗いまたは手指消毒をする。
- ・ 一度に入る人数（図書を借りる場合も含む）を制限する。
- ・ 貸し出しは、1人10冊以内で最長1か月と長期帯出とする。保護者も借りることができることとする。
- ・ 返却は返却ボックスに返却し、消毒をして書架に返す。

## 【給食について】

- ・ 部屋の換気を徹底する。
- ・ 手洗い、手指消毒の徹底をする。（児童生徒によってはアルコール消毒がアレルギー症状を起こす場合があるので注意）
- ・ 配膳前や下膳後にはテーブルを消毒する。
- ・ 教職員は、エプロン、マスク、三角巾（給食帽）を着用し配膳時は手袋を着用する。
- ・ 特別食の形態混同がないように複数の教職員で確認する。
- ・ 給食時の児童生徒の机は2メートル以上空けて配置する。
- ・ やかんでのお茶の供給はしない。⇒ 家庭から水筒にお茶を入れて持参する。
- ・ 歯磨きは、フェイスシールドを着用して行う。
- ・ 歯ブラシとコップは毎日持ち帰る。

## 【下校時】

- ・ 下校の30分程度前に健康観察と検温をする。
- ・ 放課後等デイサービスの利用がある場合は確実に事業所の方に引き継ぐ。

**児童生徒が下校後、教室やドアノブ、机、トイレなどの消毒を行う**

## 【スクールバスについて】

- ・ 分散登校により、1台のバスに乗る人数を抑える。5人以上乗る場合については、保護者と相談する。
- ・ バスの中の児童生徒の配置は密集しないようにする。
- ・ 運行後（前日）にバスの消毒を行う。
- ・ 登校時、下校時共に速やかにバスに乗車したり、降車する。降車した場合は、車いすの車間を十分とって校舎内に入る手続きを行う。（体調や検温の確認をする）
- ・ 発熱時等は、バスに乗車しないことを保護者より添乗員に伝える。
- ・ 介助する者は手指消毒の徹底を行う。
- ・ 安全に配慮し換気を行う。（体温調整に留意する）

## 4 学習に関すること

- ① 情緒の安定を図ることを目的に声かけを行い、からだをほぐす指導などの個別の指導を重点的に行う。
- ② 学部単位での集団指導は体育館や多目的室を使うなど広い場所で工夫して活動する。
- ③ 個別学習が中心になるが、「集団へのつながり」や「学校への帰属意識」を感じられるよう取り組みを工夫する。
- ④ ICTを効果的に活用する。特に登校を控える児童生徒については、ICTを活用した遠隔授業を実施する。
- ⑤ 分散登校期間中は、週に1日程度、Meet機能を使った遠隔授業を学部毎に行う。
- ⑥ 保護者と連絡・相談などを行い、児童生徒の健全な成長を促す取り組みを行う。
- ⑦ 児童生徒の発達課題に合った指導内容を工夫するが、活動に限界があるため、精選して授業を行う。

## 5 教職員の健康管理に関すること

### 【教職員等の健康・衛生管理の基本】

- ① 毎朝、**検温する**（**健康観察フォーム**で報告する）  
※ **体調が悪い場合は無理しないで家庭で休養をする。**
- ② **手洗い・手指消毒**の徹底（特に児童生徒に触れる場合）
- ③ **必ずマスク着用**

## 6 学校行事に関すること

- ・ 運動会、学習発表会については、3密を防ぐために、学部別での開催など、今後検討する。
- ・ 実施する場合は、換気や消毒を徹底的に行う。
- ・ 保護者の参加人数についても制限をお願いする。
- ・ 健康診断は、保健室に入室する人数を制限（2名以内）して通常通りの方法で行う。
- ・ 検査器具の消毒等は必要に応じて行う
- ・ 学校医による健康診断は9月以降の実施を予定し学校医と相談して決める。
- ・ 学校水泳については、今年度は実施しない。（ミニプールに足をつけるなどの活動については検討する）

## 7 保護者及び来校者に関すること

### 【保護者・来校者等の健康、衛生管理の基本】

- ① 発熱がないことと風邪症状がないことの確認  
※ 保護者の体調が悪いときは朝、学校へ電話で相談して下さい。
- ② 校舎に入る前に必ず手洗い・手指消毒をする
- ③ 必ずマスク着用

## 8 子どもの居場所確保に関すること

- ・分散登校中、福祉サービスを利用できない場合は、学校での居場所確保（預かり）を実施しますので、遠慮なく学校に連絡してください。

## 9 児童生徒の出席に関すること

- ・6月からの分散登校で学校に登校した日は授業日として扱いますが、感染予防のために欠席した場合は「出席停止」として扱います。
- ・分散登校日以外の日は、登校しなければいけない日ではないので、登校日数にはカウントしません。

### 【引用・参考文献】

- ・「姫路市立学校園の再開に向けてのガイドライン」市教委 令和2年5月15日
- ・「姫路市立学校の再開に向けての基本的な考え方及び令和2年度長期休業日の短縮について」  
市教委 令和2年5月15日